

公益財団法人愛媛県文化振興財団協賛金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団（以下「財団」という。）が受領する協賛金（寄附金を含む）（以下「協賛金等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛金等の種類)

第2条 財団が受領する協賛金等の種類は、次のとおりとする。

(1) 個人協賛金 個人から受領する協賛金をいう。

(2) 法人協賛金 法人協賛金の種類は、次のとおりとする。

ア 事業協賛金 企業・団体等から財団が実施する特定の事業に対して、受領する協賛金をいう。

イ 一般協賛金 企業・団体等から用途を特定されずに受領する協賛金をいう。

ウ 特別協賛金 企業・団体等から用途を特定されずに受領する大口の協賛金をいう。

2 この規程における協賛金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 協賛金等が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該協賛金等を辞退しなければならない。

(1) 協賛金等の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合

(2) 協賛金等の受け入れに起因して、財団の業務の遂行上支障があると認められる場合

(3) 財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(協賛金等の募集及び受入)

第4条 協賛金等の募集及び受入方法等については、別途定める。

(受領書等の送付)

第5条 協賛金等を受領したときは、速やかに礼状、協賛金等受領証明書（別記様式）を協賛者等に送付するものとする。ただし、協賛者等が受領書の受領を辞退した場合は、受領書の送付を省略することができる。

2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する協賛金である旨、協賛金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 財団が受領する協賛金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 協賛者に関する個人情報については、別に定める公益財団法人愛媛県文化振興財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、2019年5月14日から施行する。

(別記様式)

協賛金等受領証明書

年 月 日

(住所)

様

金額 金 円 也

協賛金として、上記金額を確かに受領いたしました。

この協賛金は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の公益目的事業のために使用いたします。

〒790-0843
愛媛県松山市道後町二丁目5番1号
公益財団法人 愛媛県文化振興財団
代表理事 理事長 土居 英雄 印